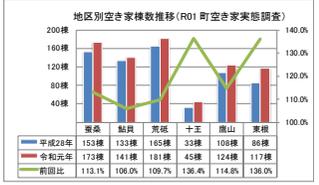
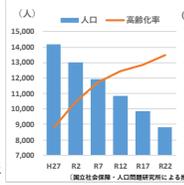


町土利用をめぐる基本的条件の変化

- ◆加速度的な人口減少と高齢化の進行
 - …令和22年(2040年)人口8,811人、高齢化率46%
(国立社会保障・人口問題研究所推計)
- ◆町土管理水準の低下
 - …空き家、低未利用地等の増加
- ◆災害の激甚化・多頻度化
 - …平成25年、平成26年、令和2年豪雨により町土の広範囲が被災



町土利用の基本方針

次の(1)～(5)を基本方針に掲げ、第6次白鷹町総合計画に基づく「コンパクト+ネットワーク」の視点による持続可能な町土の形成を目指す。それにあたっては、SDGs(持続可能な開発目標)を意識した施策や、複合的な効果※をもたらす施策を積極的に実施していく。(※景観の維持と防災減災と共に促進させる取組など)

- | | | | |
|--|--|--|--|
| <p>適正管理</p> <p>(1) 激進な人口減少、少子高齢化のもとでの適切な町土管理を実現する町土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市機能や居住機能の集約 ○低未利用地や空き家の有効活用 ○郊外への市街地の拡大抑制 | <p>地域振興</p> <p>(2) 地域に暮らす人々や様々な主体が、豊かさを実感できる町土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地区コミュニティセンターを核とした「小さな拠点」の形成 ○地域資源の活用 ○豊かな森林の多面的機能の保持 | <p>安全安心</p> <p>(3) 頻発化・激甚化する災害等に対応した安全・安心を実現する町土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハード・ソフト対策の適切な組合せ ○災害リスクの高い地域での土地利用の適切な制限と安全な地域への誘導 | <p>景観</p> <p>(4) 自然環境・白鷹らしい美しく良好な景観等を保全・再生・活用する町土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然と調和した土地利用 ○本町らしい蔵上川を中心とした景観の保全・形成 ○再生可能林材への導入拡大・推進 |
|--|--|--|--|
- 住民等参画 (5) 「共創のまちづくり」による町土利用
- 人口減少・少子高齢化の激進な進展中、土地利用の諸問題に対し、町民、企業、行政等の多様な主体の連携・協働による土地利用を推進

利用区分別の町土利用の基本方針・町土の利用区分ごとの規模の目標

類型別土地利用	基本方針	地目別土地利用	基本方針	平成30年(基準年次)	令和12年(目標年次)	増減(R12-H30)
市街部地域	<ul style="list-style-type: none"> ○都市機能の集積による、高齢者の移動にも配慮した暮らしやすいまちづくり ○環境負荷が少ない都市構造の形成 ○住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○低未利用地の再利用優先 ○交通ネットワーク整備 <ul style="list-style-type: none"> ○災害や雪に強い都市構造の形成 ○自然的土地利用からの転換抑制 ○美しくゆとりある環境形成 	農地	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎整備の推進 ○農用地の集積とスマート農業の実現 ○「ケリー・アース」の推進 ○棚田等の優れた自然景観や水源涵養地域、耕作放棄地の有効利用促進 	1,919	1,798	△121
農山村地域	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農用地等の保全・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○野生鳥獣被害等の防止 ○荒廃農地の発生防止・再生利活用 ○多様な主体の参画による農業用水路等の維持管理 ○6次産業化等による農林水産業の成長産業化を通じた健全な地域社会の構築 ○景観、自然環境、生態系の維持・形成 ○各地域をネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成促進 	森林	<ul style="list-style-type: none"> ○「緑の循環システム」による町産材の循環利活用 ○里山リゾーツ利用の促進 ○境界明確化の推進 ○森林環境課と税の活用による木材利用・木育促進 	10,181	10,180	△1
自然維持地域	<ul style="list-style-type: none"> ○自然とのふれあいの場としての利用促進 ○生態系ネットワークの形成配慮と適正な保全 ○外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止 	原野	<ul style="list-style-type: none"> ○希少な動植物の生息地については保全に努める 	260	260	0
		水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境や景観の保全に配慮した河川改修の促進 ○町民の憩いの場としての活用 ○良好な水辺環境の形成 	445	442	△3
		道路	<ul style="list-style-type: none"> ○国道348号・287号、西廻り幹線道路等の整備推進による本町版「職住育近接」の実現と地域間対流の促進 ○安全性・快適性、防災機能の向上 ○環境の保全に十分配慮 ○長寿命化対策の推進 	599	611	12
		宅地	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家等既存ストックの有効活用 ○特に四季の郷エリアの住宅整備を促進し、定住人口を確保 ○産業系用地については、景観・環境の保全に配慮 	622	656	34
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ○重要性とニーズを踏まえ、環境の保全と防災性の確保と災害時の活用に配慮した計画に整備 	1,745	1,824	79

必要な措置の概要

- 公共の福祉の優先
- 土地利用に関する法律等の適正な運用
- 地域振興施策の推進
- 土地利用に係る環境の保全と安全の確保及び町土の形成
- 土地利用の転換の適正化
- 土地の有効利用の促進

白鷹町国土利用計画に基づく主な土地利用イメージ



- <「コンパクト+プラス+ネットワーク」によるまちづくり>
- ・人口減少を踏まえ、荒砥・鮎貝市街地に都市機能や居住機能の集積
 - ・他の各地域はコミュニティセンターを核とした小さな拠点の形成により生活に必要な機能を維持
 - ・荒砥・鮎貝各地域を交通ネットワークの確保により連携することで相互補完を実現
- 【宅地】
- ・空家を中心とした既存ストックの有効活用
 - ・住宅整備基本構想に基づく、四季の郷エリアを中心とした住宅整備の促進
 - ・景観・環境の保全に配慮

【参考】国土利用計画の位置づけと体系

